

第 1 回算定方式検討会説明資料

生産局畜産部食肉鶏卵課

平成 3 0 年 1 0 月

総合的なTPP等関連政策大綱(平成29年11月24日)※肉用子牛関係部分

- TPP等政策大綱においては、**協定発効に合わせて、肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに
見直す**こととされている。
- その際、現在の肉用子牛生産者補給金制度(1階事業)と肉用牛繁殖経営支援事業(2階事業)については、**肉用
子牛生産者補給金制度に一本化**するとされたところ。

総合的なTPP等関連政策大綱(抜粋)

Ⅱ TPP等関連政策の目標

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

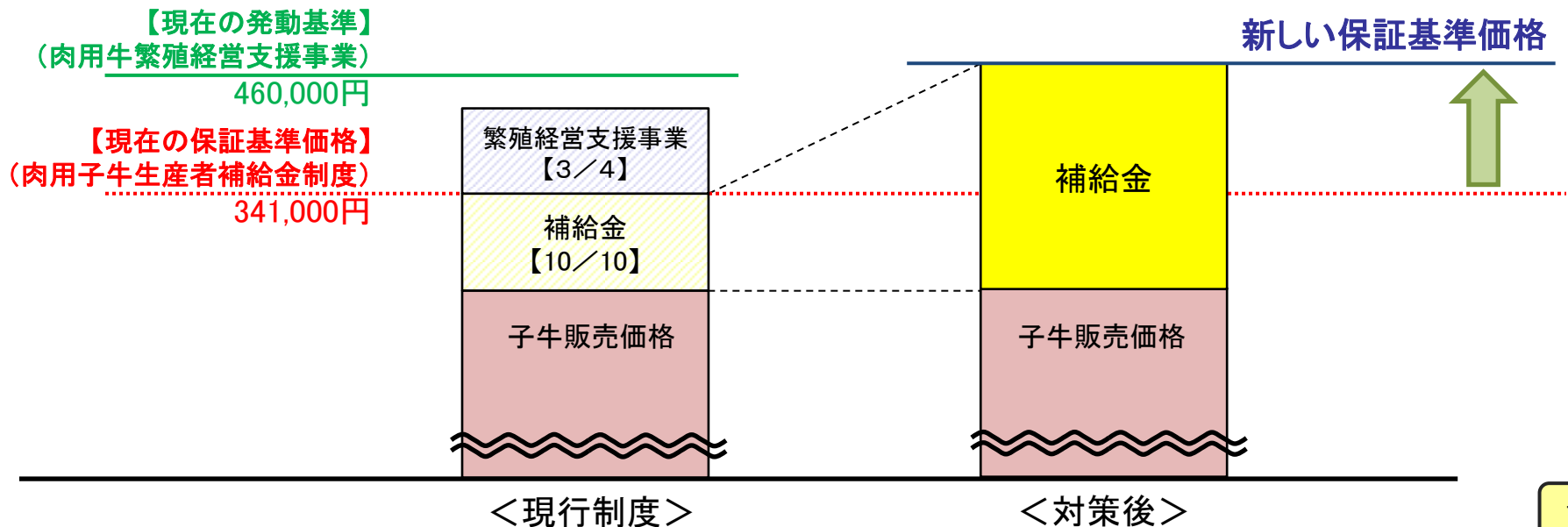
②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP又は日EU・EPA発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、**協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずる。**

○牛肉・豚肉、乳製品

- ・**肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直す。**

【黒毛和種の場合】



肉用子牛対策の概要

- 平成3年度からの牛肉の輸入自由化に当たり、肉用子牛生産の安定を図るため、平成2年度より、**子牛価格が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度**を導入。
- また、補給金制度を補完するため、平成22年度より、**肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付する肉用牛繁殖経営支援事業**を実施。

46万円／頭(黒毛)

肉用牛繁殖経営支援事業

30年度所要額: 176億円

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

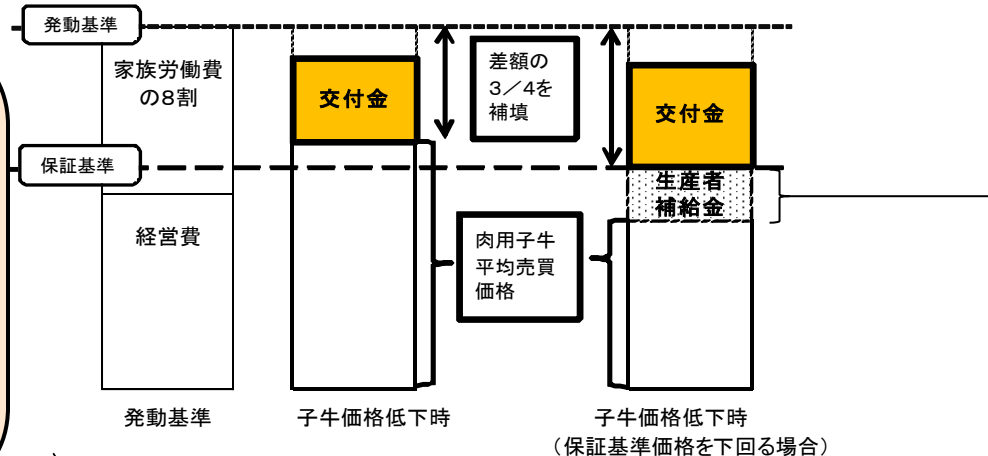
発動基準(30年度)

①黒毛和種、②褐毛和種、③その他の肉専用種

【46万円】 【42万円】 【30万円】

※補給金制度の契約肉用子牛が対象

※発動基準は、出荷日齢を早める合理化の取組を促進することを旨として算定



34万1千円／頭(黒毛)

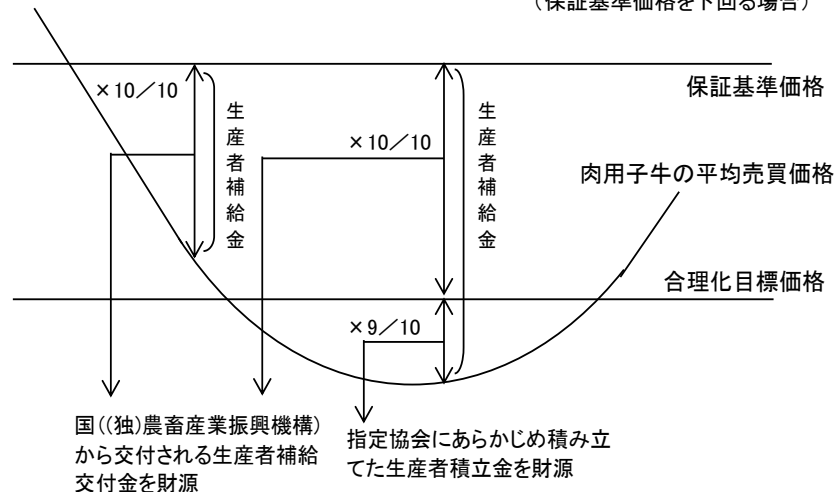
肉用子牛生産者補給金制度

30年度所要額: 199億円

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付

保証基準価格及び合理化目標価格(30年度) (単位: 千円/頭)

	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	341	311	222	141	216
合理化目標価格	284	261	151	98	158



○負担割合 国: 1/2、県: 1/4、生産者: 1/4

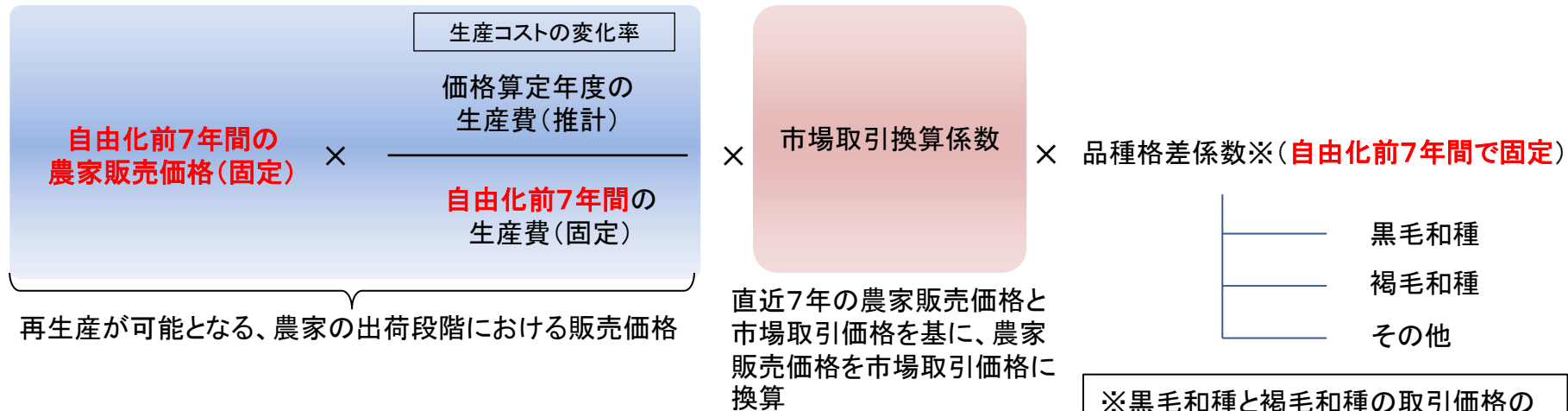
○1頭当りの生産者積立金

- ・黒毛和種 : 1,200円/頭(うち生産者負担金300円/頭)
- ・乳用種 : 6,400円/頭(うち生産者負担金1,600円/頭)
- ・交雑種 : 2,400円/頭(うち生産者負担金600円/頭)

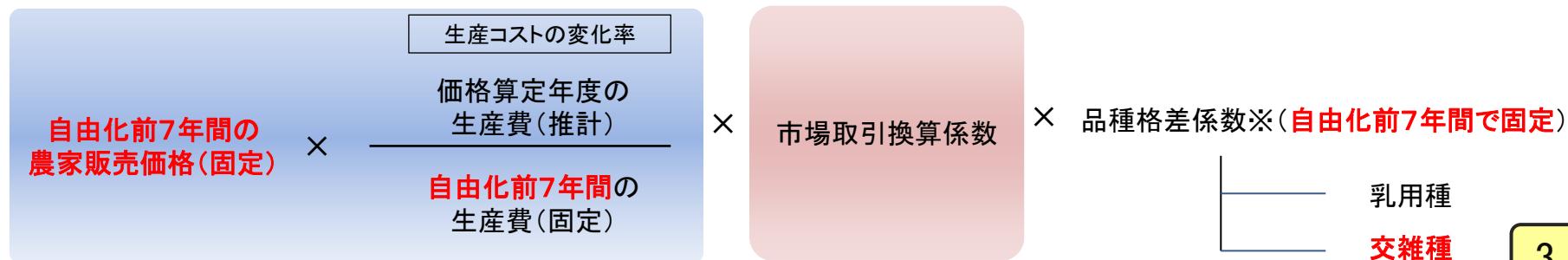
現行の保証基準価格の算定方式(需給実勢方式)

- **保証基準価格**とは、肉用子牛の生産条件や需給事情等を考慮し、**肉用子牛の再生産を確保することを旨として定められる価格**。
- 保証基準価格の算定は、**輸入自由化前の農家販売価格を基に、生産コストの変化率を掛けて、品種毎に算出**(需給実勢方式)。
- 牛肉の輸入事情に大きな変化が生じていない中、**制度発足当初からこれまで算定式のフレームに大きな変更はない**(平成5年から「黒毛和種」と「褐毛和種」を、平成12年から「乳用種」と「交雑種」を分離して算定。)。

○ 和牛系列



○ 乳用種系列



現行の合理化目標価格の算定式

- **合理化目標価格**は、牛肉の国際価格や肥育に要する合理的な費用の額からみて、**生産の合理化によりその実現を図るべき子牛の価格**。
- 合理化目標価格の算定は、**輸入牛肉に対抗可能な牛肉価格を基に肥育牛価格を算出し、そこから肥育に必要な合理的な費用を控除し、品種毎に算出**。
- **輸入牛肉に対抗可能な価格**の算出に当たっては、**輸入牛肉と国産牛肉の「品質格差」を反映**。品質格差の算定には、輸入牛肉と同品質かつ国産牛肉の大層を占める**1～3等級の牛肉価格**を用いているところ。

○ 和牛系列

$$\left[\begin{array}{ccc} \text{輸入牛肉} & \times & \text{肥育牛} \\ \text{対抗価格} & & \text{換算係数} \\ & - & \text{肥育に必要な} \\ & & \text{合理的な費用} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{市場取引価格} \\ \text{換算係数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{品種格差係数}^{\ast} \\ \hline \text{黒毛和種} \\ \hline \text{褐毛和種} \\ \hline \text{その他} \end{array}$$

過去10年間の平均輸入価格に関税、諸経費を足し上げ、さらに**国産牛肉の1～3等級の価格との品質格差**を加味して算出

輸入牛肉対抗価格から生きた肥育牛の農家販売価格へ換算

子牛を合理的な生産により、肥育牛まで育てる場合に必要費用

直近7年の農家購入価格と市場取引価格を基に、農家購入価格を市場取引価格に換算

※保証基準価格の品種格差係数と同じ定義

輸入牛肉に対抗可能な肥育牛の生産に必要な子牛の農家購入価格

○ 乳用種系列

$$\left[\begin{array}{ccc} \text{輸入牛肉} & \times & \text{肥育牛} \\ \text{対抗価格} & & \text{換算係数} \\ & - & \text{肥育に必要な} \\ & & \text{合理的な費用} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{市場取引価格} \\ \text{換算係数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{品種格差係数}^{\ast} \\ \hline \text{乳用種} \\ \hline \text{交雑種} \end{array}$$

保証基準価格及び合理化目標価格の推移

(単位：千円／頭)

年 度	黒毛和種		褐毛和種		その他の肉専用種		乳用種		交雑種	
	保証	合目	保証	合目	保証	合目	保証	合目	保証	合目
2	304	267	黒毛と一体 (2～4年度)		214	188	165	142	乳用種と一体 (2～11年度)	
3	304	267			214	188	165	140		
4	304	267			214	183	165	138		
5	304	267			211	173	164	134		
6	304	267	280	246	208	163	162	126		
7	304	267	280	246	204	153	157	114		
8	304	267	280	246	203	150	156	111		
9	304	267	280	246	203	150	156	111		
10	304	267	280	246	202	147	156	111		
11	304	267	280	246	200	141	156	111		
12	304	267	280	246	200	141	131	80	175	135
13	304	267	280	246	200	141	131	80	175	135
14	304	267	280	246	200	141	131	80	175	135
15	304	267	280	246	200	141	131	80	175	135
16	304	267	280	246	200	141	129	80	175	135
17	304	267	280	246	200	141	110	80	175	135
18	304	267	280	246	200	141	110	80	175	135
19	304	267	280	246	200	141	110	80	175	135
20(4～6)	305	268	281	247	201	142	113	83	178	138
20(7～3)	310	268	285	247	204	142	116	83	181	138
21	310	268	285	247	204	142	116	83	181	138
22	310	268	285	247	204	142	116	83	181	138
23	310	268	285	247	204	142	116	83	181	138
24	310	268	285	247	204	142	116	83	181	138
25	320	273	292	251	209	144	122	86	188	142
26	329	275	300	253	215	145	128	87	195	143
27	332	277	303	255	217	147	130	88	199	144
28	337	280	307	257	220	149	133	90	205	147
29	339	282	309	259	221	150	136	93	210	152
30	341	284	311	261	222	151	141	98	216	158

肉用牛繁殖経営支援事業の概要

- 肉専用種については、保証基準価格と子牛生産農家の経営実態との乖離が生じたことから、平成22年度に**肉用子牛生産者補給金の上乗せ措置(予算措置)**として肉用牛繁殖経営支援事業を創設。
- 肉用牛繁殖経営支援事業では、肉用子牛の**平均売買価格が、家族労働費の8割と物財費等を基に算定された発動基準を下回った場合に差額の3／4を補てん**。

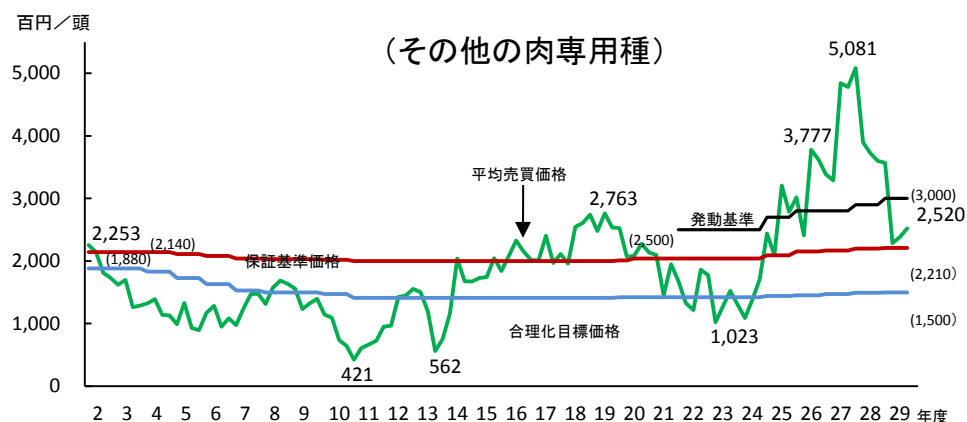
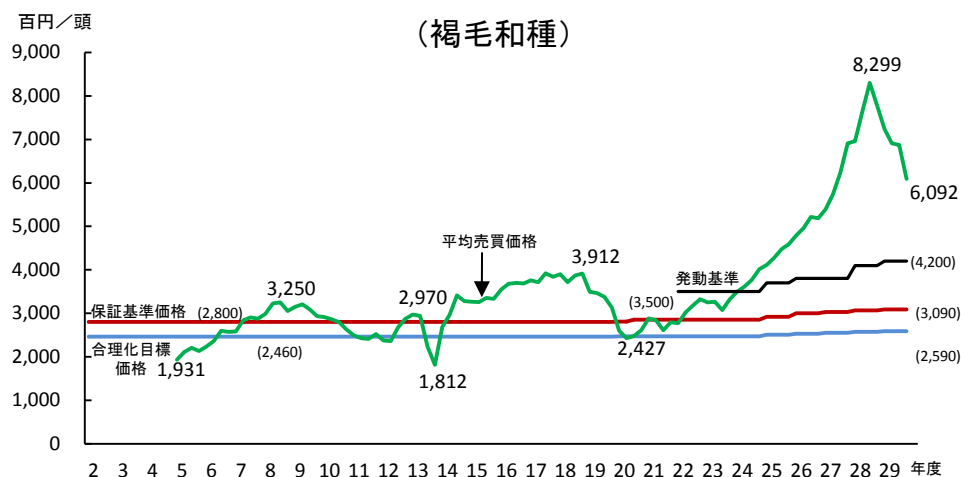
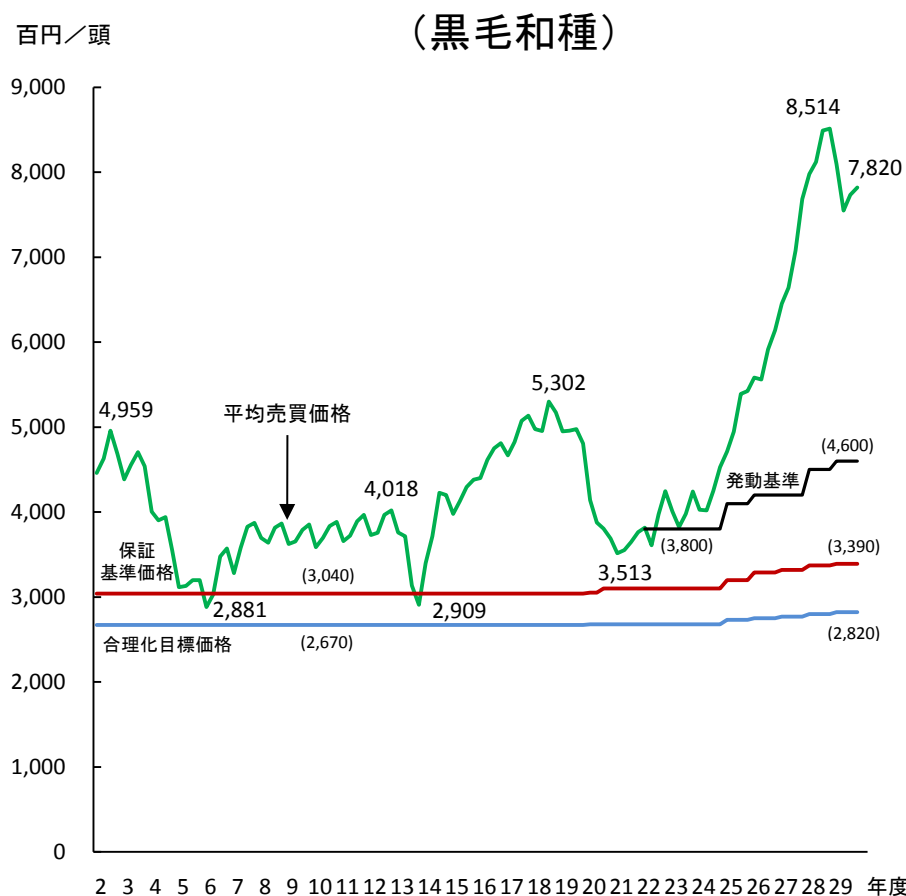
[基本算式]

$$\begin{array}{l} \text{発動基準} = \\ \text{(子牛1頭当たり)} \end{array} \left[\begin{array}{c} \text{物財費等} \\ \left[\begin{array}{c} \text{生産者の合理化努力を促すよう} \\ \text{出荷月齢の早期化を加味} \end{array} \right] \\ \text{家族労働費の8割} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{黒毛和種} \\ \text{褐毛和種} \\ \text{その他} \end{array} \right] \times \text{品種間格差}$$

〔 直近7年のうち中庸5年平均値(7中5) 〕

牛肉輸入自由化後の肉用子牛の平均売買価格の動向(肉専用種)

- 黒毛和種の売買価格は、**制度発足以降**、一時期を除き、**保証基準価格を上回っている状況**。
- 一方、褐毛和種、その他肉専用種の売買価格は、過去には保証基準価格を下回った時期も多かったものの、**平成23年度後半からは**、国産牛肉に対する需要の高まりや、生産量の減少等による需給の引締りによって、**保証基準価格を上回っている状況**。



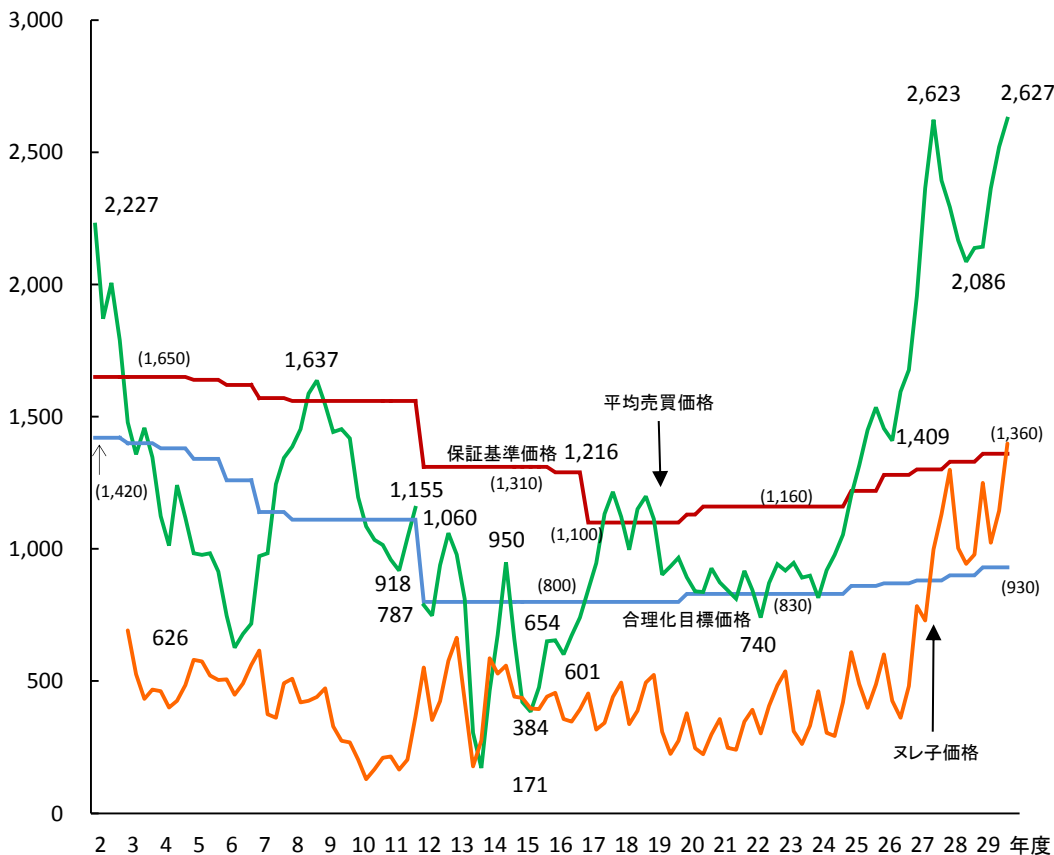
注：4年度までは、黒毛和種及び褐毛和種の平均売買価格。5年度以降は褐毛和種の品種区分を設定。

牛肉輸入自由化後の肉用子牛の平均売買価格の動向(乳用種・交雑種)

- **乳用種の売買価格**は、枝肉価格の低下等により継続的に保証基準価格を下回る水準で推移していたものの、**最近**は、国産牛肉の需要の高まりや生産量の減少等を背景に、**保証基準価格を上回っている状況**。
- **交雑種の売買価格**は、交雑種牛肉の適度な脂肪交雑があること等が消費者に広く受け入れられており、枝肉価格水準も乳用種に比べ高くなっており、**概ね保証基準価格を上回って推移**。

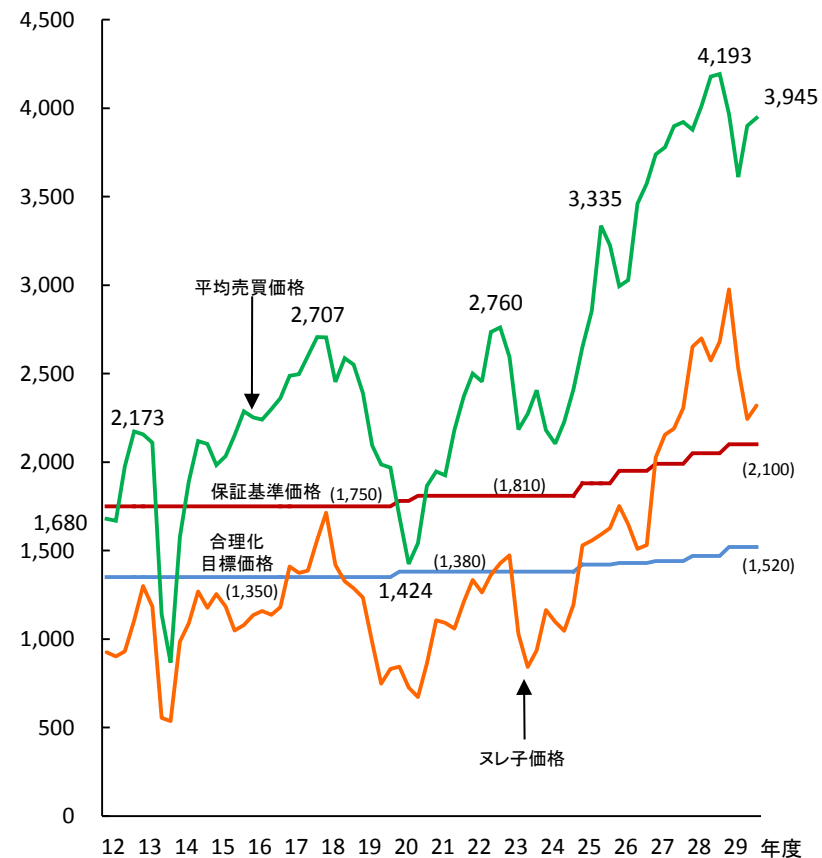
百円／頭

(乳用種)



百円／頭

(交雑種)



注：11年度までは、肉専用種以外の品種として、乳用種及び交雑種の平均売買価格。12年度以降については、それぞれ乳用種、交雑種のための価格。

ヌレ子価格は、月ごとの取引頭数に平均売買価格を乗じ、四半期毎の全取引頭数で割り戻して算出

資料：平均売買価格(食肉鶏卵課調べ)、ヌレ子価格((独)農畜産業振興機構「肉用子牛取引情報」)

肉用子牛生産者補給金の交付実績

(単位：百万円、%)

業務対象年間	黒毛和種	褐毛和種	その他の 肉専用種	乳用種	交雑種	合計
第1業対 (H2～H6)	1,993	3,006	7,888	157,346	乳用種と一体 (2～11年度)	170,232
第2業対 (H7～H11)	0	722	5,228	85,985		91,935
累計 (H2～H11)	1,993 0.8%	3,728 1.4%	13,116 5.0%	243,331 92.8%	－	262,168 100.0%
第3業対 (H12～H16)	1,335	882	1,716	91,436	11,126	106,495
第4業対 (H17～H21)	0	325	125	19,583	4,328	24,361
第5業対 (H22～H26)	0	8	703	18,199	0	18,910
第6業対 (H27～H29)	0	0	0	0	0	0
F1分離後の計 (H12～H29)	1,335 0.9%	1,215 0.8%	2,545 1.7%	129,217 86.3%	15,454 10.3%	149,766 100.0%
累計 (H2～H29)	3,328 0.8%	4,943 1.2%	15,661 3.8%	388,002 94.2%		411,933 100.0%

注1: 上段は生産者補給金の交付額、下段は交付額に対する品種区分別の交付割合。

2: 小数点以下をラウンドしているため、計が一致しないことがある。

肉用牛繁殖経営支援事業の交付実績

(単位：百万円)

年度	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	合計
22	2,199	210	140	2,549
23	0	136	128	264
24	0	1	120	121
25	0	0	33	33
26	0	0	11	11
27	0	0	0	0
28	0	0	0	0
29	0	0	86	86
累計 (H22～H29)	2,199	347	519	3,064

保証基準価格の見直しの視点(1) 算定の基礎となるデータについて

- 現行の算定方式は、**輸入自由化前7年間の子牛の農家販売価格を基礎**として算定(需給実勢方式)。
- 需給実勢方式が採用されたのは、**当時は生産費調査の調査数や精度が不十分**だったためであり、算定方式の検討を行った畜産振興審議会価格算定等小委員会においても「**生産費調査が充実され、データが蓄積された段階で(生産費調査の採用を)検討すべき**」とされたところ。
- 現在、**生産費調査が充実**されたことを踏まえれば、新たな算定方式においては、**生産費調査を基礎として算定すべき**ではないか。

現行の算定方式

需給実勢方式

輸入自由化前7年間(昭和58年2月～平成2年1月)の肉用子牛の実勢価格を基礎に、物価や生産条件等の変化を織り込んで算定する方式

上記方式が採用された理由

- ・当時は、生産費調査の調査数や精度が不十分であったこと
- ・対象となった期間は、子牛の生産が緩やかに増加しており、再生産が確保されていたと考えられること。

「畜産振興審議会食肉部会価格算定等小委員会報告(平成2年3月)」(抄)

一方、本小委員会では・・(中略)・・基本的には**保証基準価格の算定は、肉用子牛経営の生産コストの積み上げを基礎として算定すべき**であるとの意見があった。しかし、この意見においても、現在入手し得る和子牛生産費調査は・・(中略)・・比較的規模の大きい階層のデータが少なく・・(中略)・・農家の実感ベースのコスト・採算意識とは差があること等から、**将来、生産費調査が充実され、データが蓄積された段階で検討すべき課題**であるとの認識が一般的であった。

生産費調査の充実

- ・ 乳用種育成経営調査から交雑種育成経営が分離。
- ・ 調査対象戸数が平成2年時より増加。
- ・ 調査階層区分が追加。

当時:「2～5頭」「5～10頭」「10頭以上」

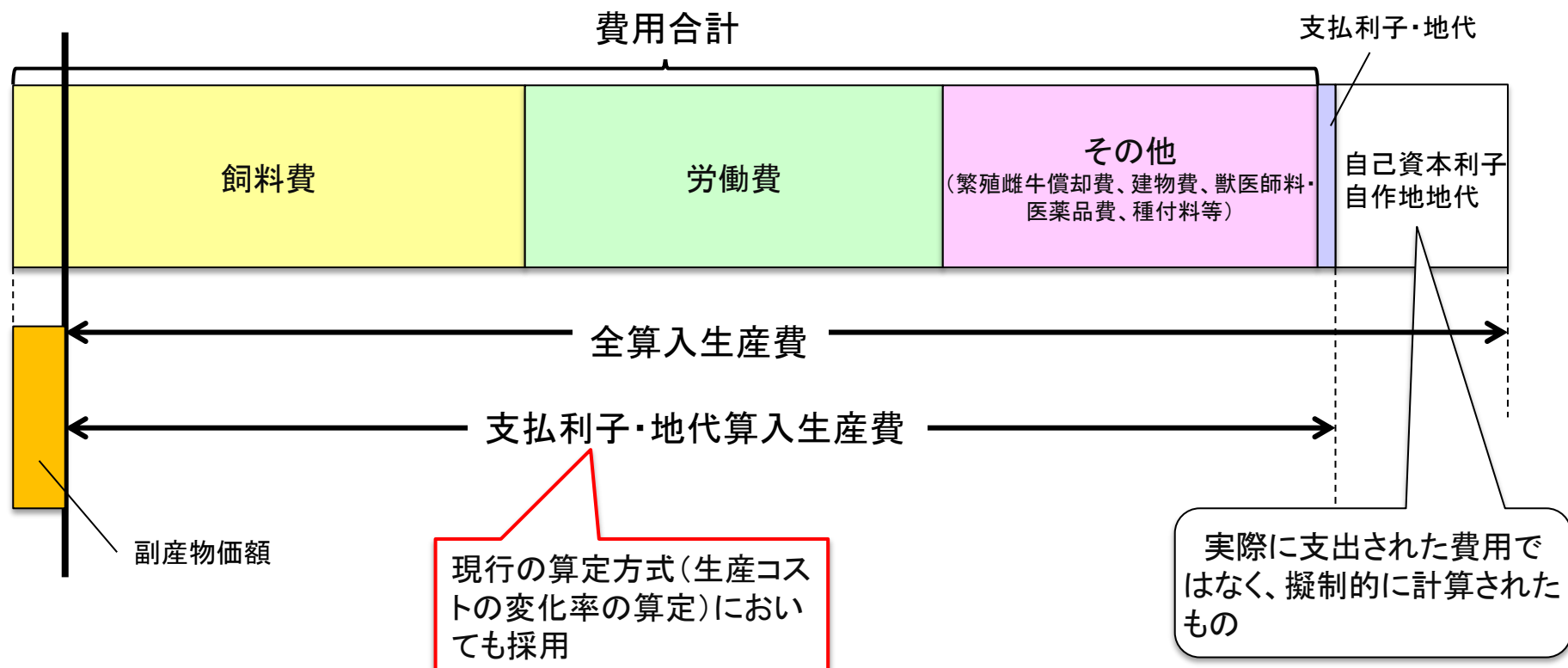
現在:「2～5頭」「5～10頭」「10～20頭」「20～50頭」「50頭以上」

生産費調査が充実された中、経営の実情をより反映するため、保証基準価格の算定に当たっては、生産費調査を基礎として算定すべきではないか。

保証基準価格の見直しの視点(2) 生産費の考え方について①

- 生産費には、飼料費や労働費、その他の経費を合算した費用合計から副産物価額を控除し、支払利子・地代を加えた「**支払利子・地代算入生産費**」、さらに自己資本利子・自作地地代を加えた「**全算入生産費**」がある。
- 自己資本利子・自作地地代は、実際に支出された費用ではないため、**現行方式やマルキンの算定**においても、実際に支出された「**支払利子・地代算入生産費**」を採用していることを踏まえれば、**新たな保証基準価格の算定に当たっても同様の取扱い**としてはどうか。

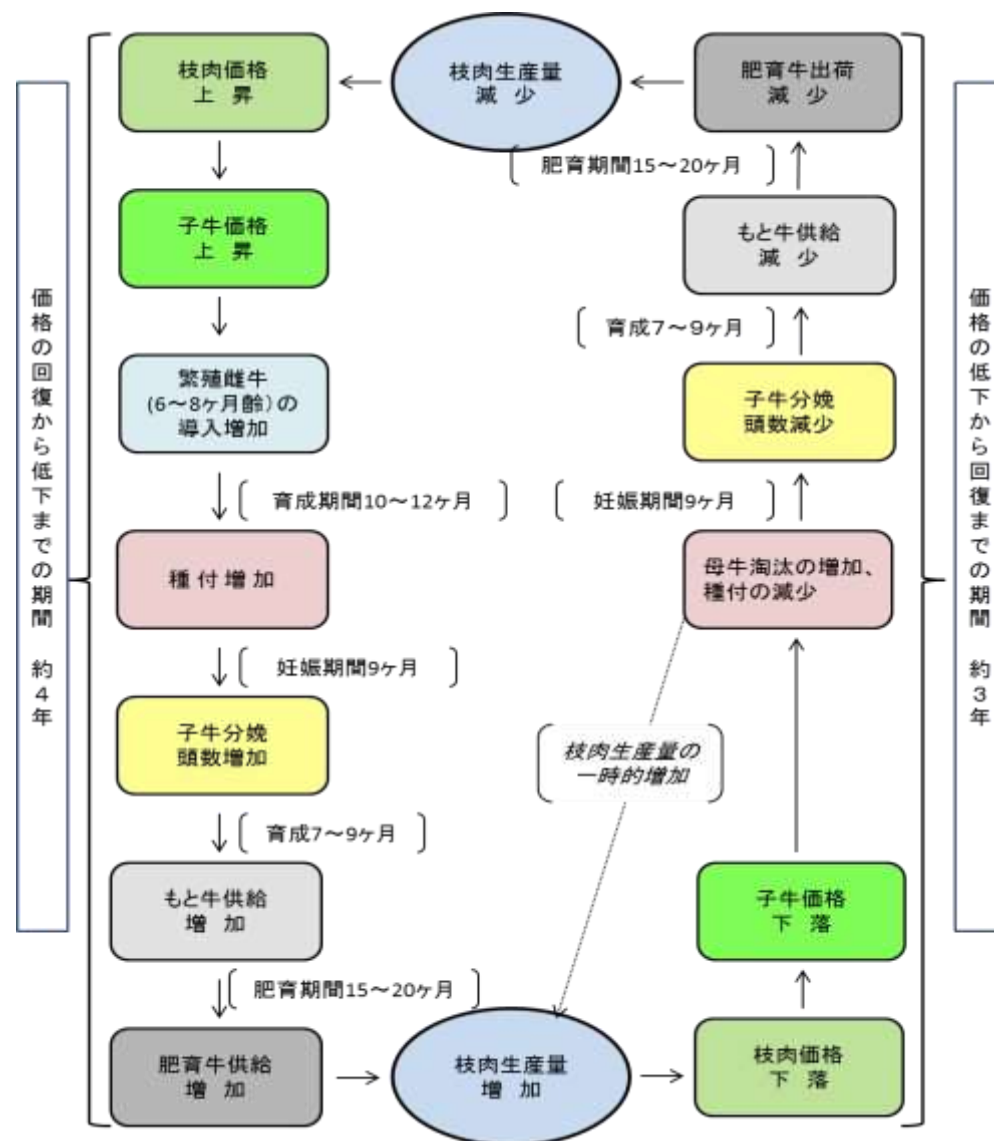
○ 子牛生産費における各費目



保証基準価格の見直しの視点(2) 生産費の考え方について②

○ 牛肉の生産には、**周期的変動(キャトルサイクル)**があるとされており、**現行の保証基準価格の算定等においても7年間の平均価格を基に算定**を行っているところ。

○ 牛肉の生産と価格の周期的変動(基本形)



保証基準価格の見直しの視点(3) 生産の合理化促進への配慮

- 肉用子牛補給金の根拠である**肉用子牛生産安定等特別措置法**では、保証基準価格等を定めるに当たっては、**肉用牛生産の近代化(合理化)を促進することとなるように配慮**することが規定されている。
- また、肉用牛繁殖経営支援事業については、平成24年に**会計検査院**から、「補給金制度の**単なる上乗せ事業では、生産者の合理化努力を阻害するおそれ**がある」との指摘。新たな保証基準価格の算定に当たっては、こうした会計検査院の指摘を念頭に置く必要。

○ 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）（抄）

（保証基準価格等）

第5条

- 5 農林水産大臣は、保証基準価格等を定めるに当たっては、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の2第1項に規定する基本方針に即し、**肉用牛生産の近代化を促進することとなるように配慮**するものとする。

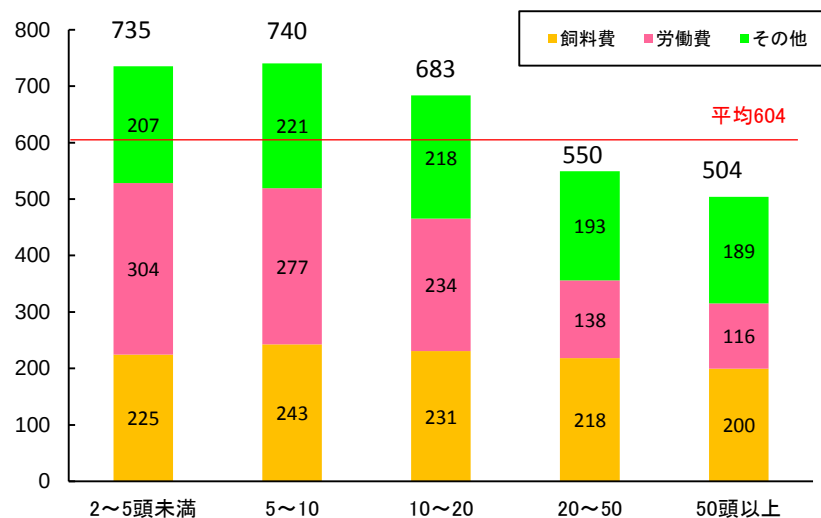
会計検査院による肉用牛繁殖経営支援事業に対する指摘事項

補給金制度を補完する事業の実施に当たっては、補給金制度の上乗せ事業として、保証基準価格内で再生産を可能とするための**合理化努力を阻害するおそれ**もあることから、このような事業が恒常的なものにならないよう慎重に制度設計を行うとともに、肉用子牛生産者の合理化努力を前提としても再生産が確保できないとするのであれば、び縫的な補填ではなく、**努力をより促すような事業を行う**。（平成24年4月会計検査院報告）

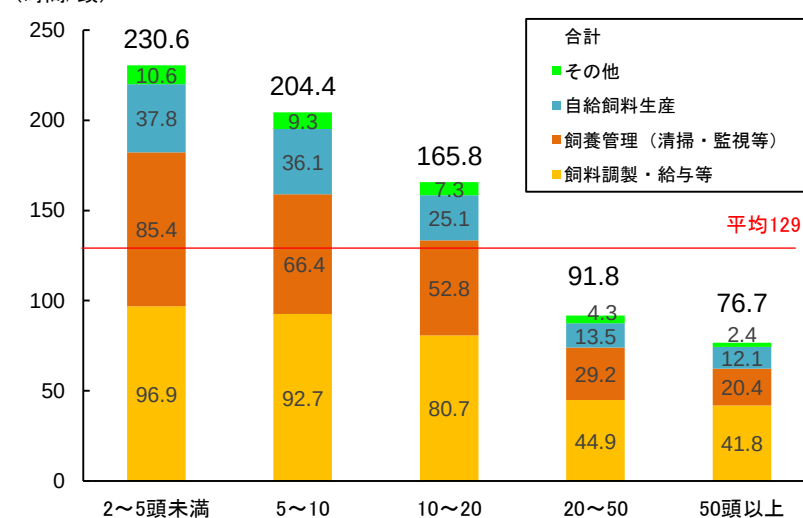
生産の合理化促進への配慮①（飼養規模）

- 子牛1頭当たりの生産コストは、飼料費が約1/3、労働費が約1/3を占めており、**規模が拡大していくにつれて、生産コストは労働費を中心に低減**しているところ。
- **酪肉近**においても、「**規模拡大により生産の効率化を図ることは、国際競争力を強化するためにも有効**」と明記。
- 一戸当たりの繁殖雌牛飼養頭数は、年々増加しており、**平成29年度は14.6頭**。

（千円/頭） ○ 子牛1頭当たりの生産コスト(28年度)

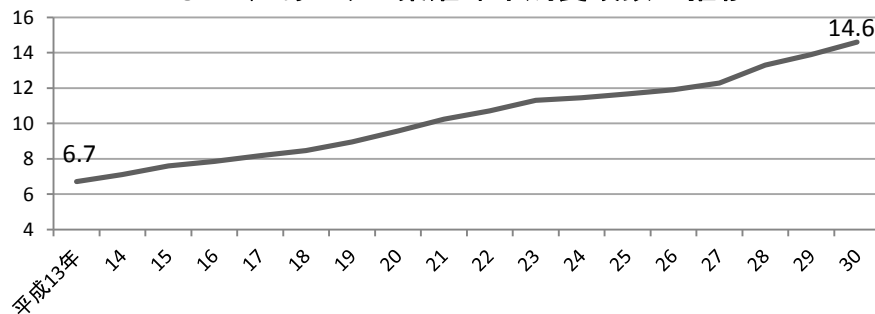


（時間/頭） ○ 子牛1頭あたりの労働時間(28年度)



資料：農林水産省「畜産統計」「畜産物生産費」

（頭/戸） ○ 1戸あたりの繁殖雌牛飼養頭数の推移



資料：農林水産省「畜産統計」（各年2月1日現在）30年は速報値

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針
（平成27年3月）（抄）

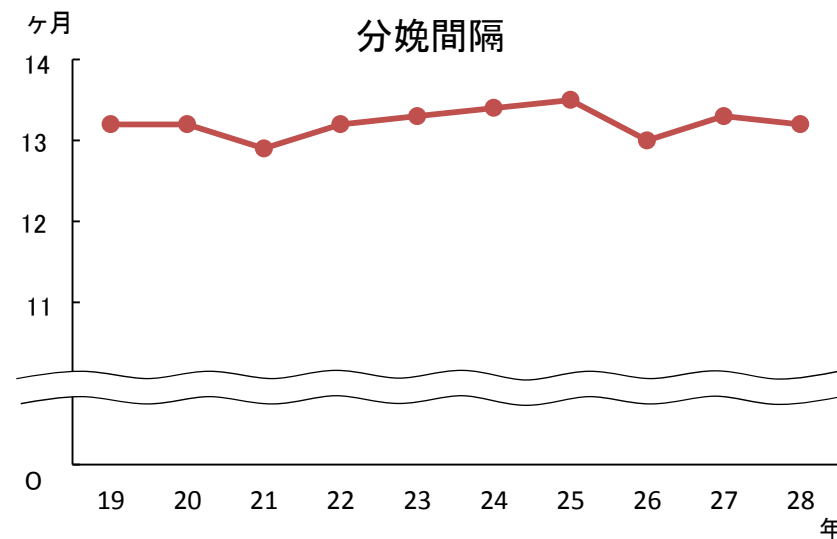
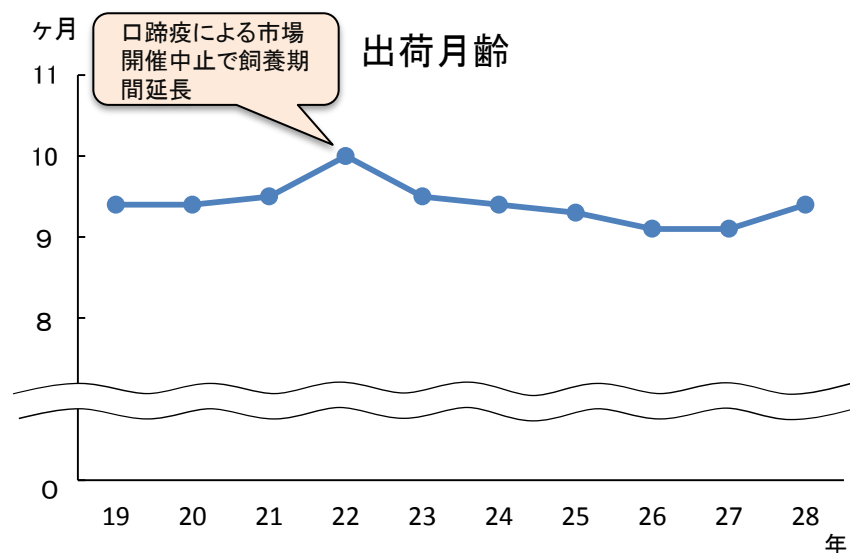
Ⅱ 1(2)① 生産構造の転換等による規模拡大

離農に伴う飼養頭数の減少を抑制するには、引き続き、**個々の経営の飼養頭数の増加を推進することが重要**である。**規模拡大により生産の効率化を図ることは、国際化の進展に対応して、国際競争力を強化するためにも有効**である。

生産の合理化促進への配慮②（出荷月齢及び分娩間隔）

- 子牛の出荷月齢の早期化や繁殖雌牛の分娩間隔の短縮は、生産コストの低減及び収益の拡大に大きく寄与。
- 現行の家畜改良増殖目標（平成27年度策定）においても、「分娩間隔の短縮化を図る」「できるだけ早期から個体の能力に応じた効率的な肥育を開始する」と明記。

○ 黒毛和種における出荷月齢及び分娩間隔の推移



資料：農林水産省「農業経営統計調査」

家畜改良増殖目標（平成27年3月）（抄）

Ⅲ2(1)②繁殖性（略）1年1産を確実に実施するため、適切な繁殖管理を通じて、受胎率の向上及び分娩間隔の短縮を図るものとする。

Ⅲ2(3)②飼養管理（略）できるだけ早期から個体の能力に応じた効率的な肥育を開始し、一定の収支バランスが確保しうる段階で速やかに出荷するよう努めるものとする。

○ 家畜改良増殖目標における肉用牛（黒毛和種）の目標数値（平成37年度）

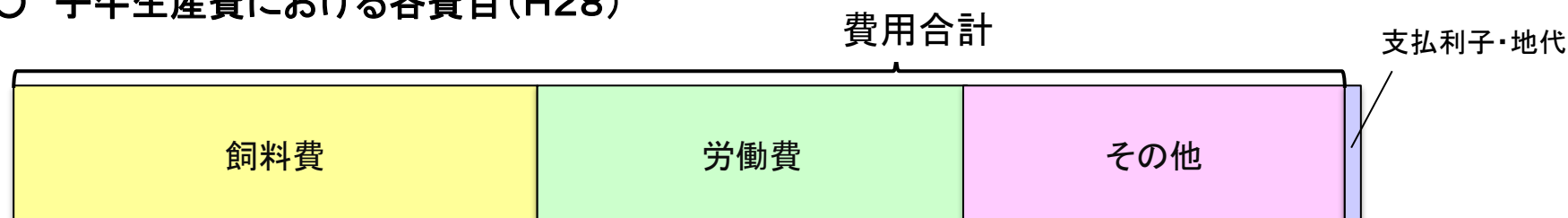
出荷月齢：8か月（平成28年度：9.3か月）

分娩間隔：12.5か月（平成28年度：13.3か月）

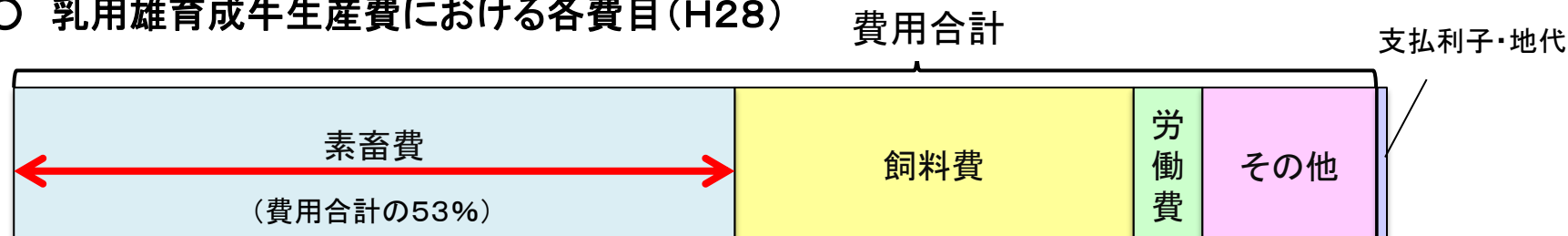
保証基準価格の見直しの視点(4) 乳用種・交雑種経営における素畜費

- 乳用種及び交雑種育成経営は、酪農家からヌレ子を購入し、育成するというもの。これらの経営にかかる生産費は、肉専用種の繁殖経営と異なり、その**過半を素畜費(ヌレ子)が占めている**状況。
- 乳用雄や交雑種のヌレ子は、酪農経営における副産物であることから、保証基準価格の算定における**素畜費の取扱いについて、検討する必要がある**のではないかと。

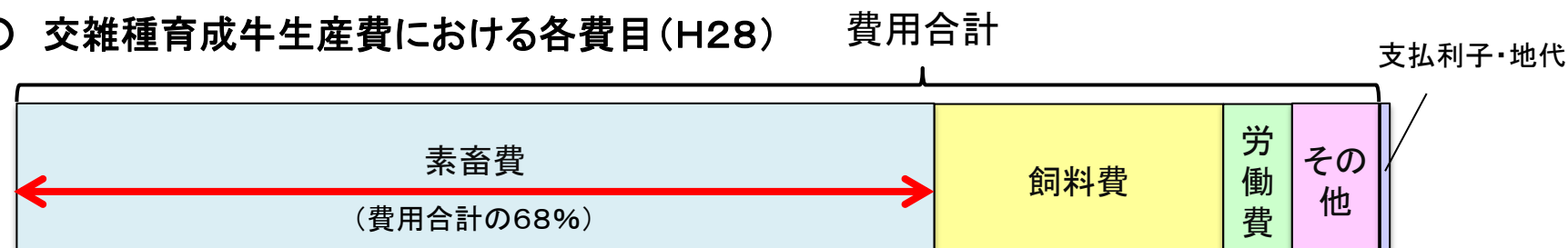
○ 子牛生産費における各費目(H28)



○ 乳用雄育成牛生産費における各費目(H28)



○ 交雑種育成牛生産費における各費目(H28)

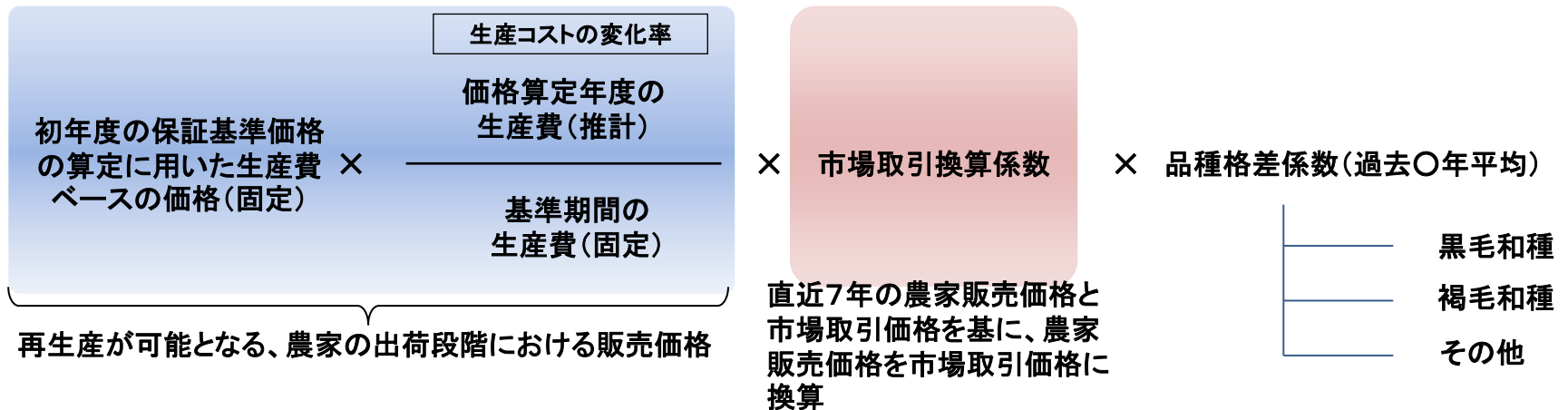


保証基準価格の2年目以降の算定の方法

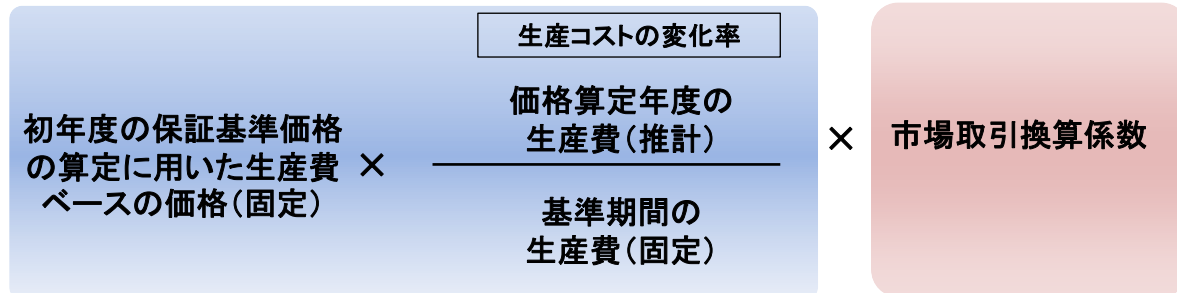
- 保証基準価格の2年目以降の算定の方法は、**現行方式と同様、生産費をベースとして算出された価格**に、経済情勢の変化を加味するための**生産コストの変化率等を掛ける**こととしてはどうか。
- **品種格差係数**は自由化前7年間のデータで固定するのではなく、**直近の状況を反映する方式**にしてはどうか。
- また、**交雑種**については、平成11年度に交雑種生産費調査が乳用種から分離されたことから、乳用種に品種格差係数を掛けて算出するのではなく、**交雑種の実生産費調査から算出**してはどうか。

【2年目以降の保証基準価格の算定方式】

- 和牛系列：和子牛生産費調査をもとに和牛の保証基準価格を算出し、品種格差係数を用いて3品種に分離



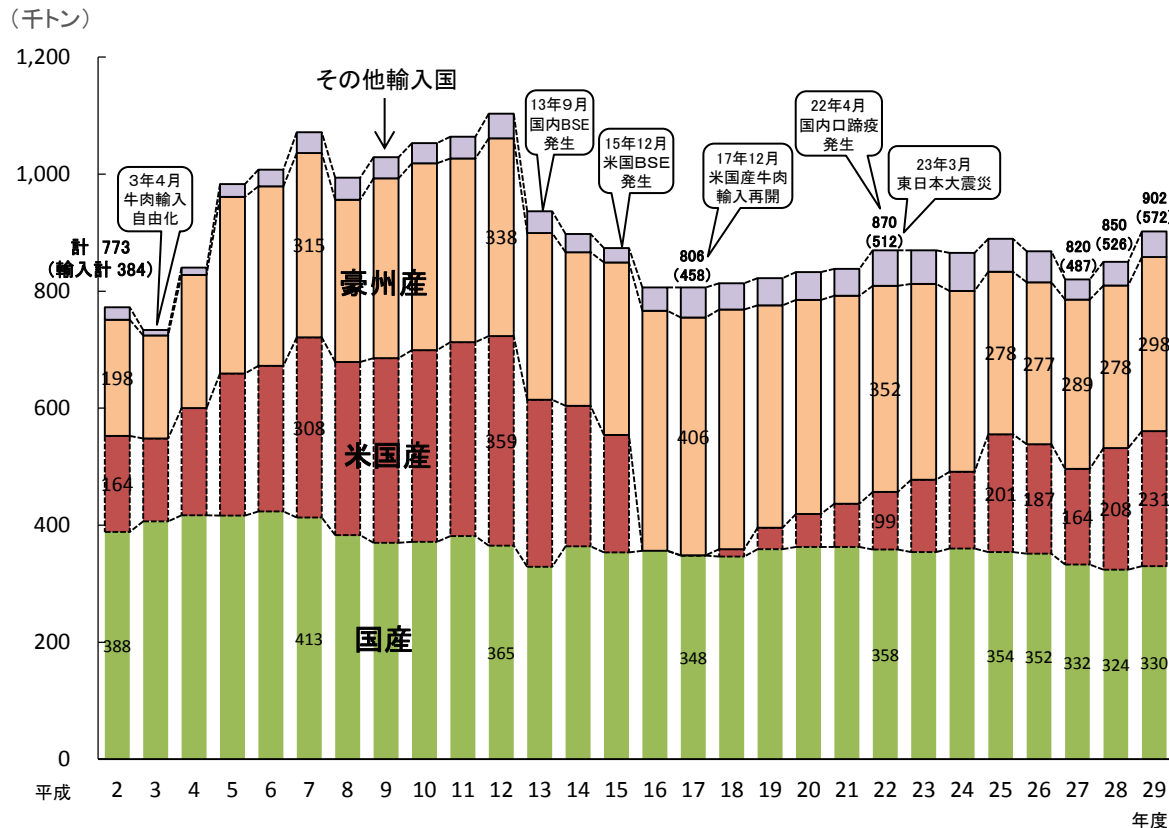
- 乳用種系列：乳用種・交雑種それぞれの育成牛生産費調査をもとに算出



合理化目標価格の見直しの視点

- 我が国牛肉の国内生産量は、輸入自由化や国内外での悪性家畜伝染病の発生がありながらも、近年、**35万トン前後**で推移。
- **現行の合理化目標価格**の算定に当たっては、**過去10年間の平均輸入価格等に国産牛肉の1～3等級の価格との品質格差を加味した輸入牛肉対抗価格**を用いているところ。
- 現在は、国産に占める**和牛の生産割合が増加**するとともに、**A4・A5が全体の8割**を占めるなど、**輸入自由化時とは異なる状況**。

○ 牛肉の供給量(生産量+輸入量)の推移



国産牛肉に占める和牛生産の割合は増加し、かつ、格付の4～5等級の割合は増加

○牛肉の格付割合(和牛去勢)

	H2	H29
4～5等級	61.9%	80.4%
1～3等級	38.1%	19.6%

○品種別牛肉生産割合

	H2	H29
和牛	34.9%	44.0%
乳用種	62.5%	54.8%
(うち交雑種26.3%)		

資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」
注1：数量は、部分肉ベースの値であり、輸入調製品は含まれていない。

資料：日本食肉格付協会「牛枝肉格付結果」